



令和7年11月28日

原村長 牛山 貴広 様

原村議会議長 平出 敏廣



議員報酬改定について

平素は、原村議会の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当村議会では、議会改革特別委員会において、本年6月より議員報酬の改定について検討を重ねてまいりました。

このたび報酬審議会を開催されるにあたり、議会として具体的な金額を提示するものではありませんが、町村議長会が示す算出方法に基づく算定が妥当であると考えております。つきましては、別紙のとおり3つの関係資料を取りまとめましたので、審議の参考としてご活用いただければ幸いです。なお、資料の概要は下記のとおりです。

記

・資料1 「議員報酬の算定方式の考え方」

町村議長会が示す「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き（概要版）」より、議員報酬の算定方法に関する部分を抜粋したものです。

議員の活動量を首長の活動量と比較し、その比率を首長給料に乗じて算定する「原価方式」が示されており、単なる慣例ではなく、議員の実際の活動量に基づき報酬水準を客観的に決めるための根拠ある手法の一つとされています。

・資料2 「原村議会議員の活動量データと算定方式」

原価方式に基づき、原村議会議員の実際の活動量を把握するため行った調査結果です。各議員の年間活動日数を整理し、次の3つの方式により議員報酬額を試算しています。

- 算定方法1 全議員の平均活動日数を用いた算定
→標準的な活動量を最も分かりやすく反映する方式
- 算定方法2 最大値・最小値を除いた平均活動日数による算定
→活動量のばらつきを抑え、中央値に近い水準を導く方式
- 算定方法3 活動日数が最も少ない議員の活動量による算定
→最低限の活動量を前提とする、より慎重な算定方式

・資料3 「議員のなり手不足対策・多様な人材の参画に関する要望」（抜粋）

町村議長会が作成した要望書から、議員報酬の検討に当たり参考とすべき部分を抜粋したものです。

特に(3)-①、(3)-②についてご留意のうえご審議いただきたく存じます。

以上、何卒よろしくご検討くださいますようお願い申し上げます。

1-4. 原価方式の算定モデル（令和4年モデル）

資料1「議員報酬・政務活動費の充実に向けた論点と手続き（概要版）」より（町村議長会作成）

議員報酬額の算定式

$$\begin{array}{l}
 \text{(1) 議会・議員の活動日数} \quad \text{日} \\
 \times \text{(3) 首長の給料} \quad \text{円} = \text{(4) 議員報酬額} \quad \text{円} \\
 \text{(2) 首長の職務遂行日数} \quad \text{モデル：305日} \\
 \rightarrow \text{首長の給料実額を採用}
 \end{array}$$

(1) 議会・議員の活動日数の積算（①+②+③の合計）

議会活動

① 本会議・委員会・協議調整の場・派遣（※¹）

〔ア本会議、イ常任委員会、ウ特別委員会、エ議会運営委員会、オ協議調整の場（全員協議会等）、カ議員派遣、キ委員派遣〕

日

② 法定外会議・住民との対話等（※¹）

〔ア法定外会議（任意協議会、会派代表者会議、議員懇談会等）イ議会としての住民対話（議会報告会、住民懇談会、意見交換会等）、ウ研修会、エ視察受入れ、オその他〕

日

議員活動

③ 日常の議員活動（※¹※²）

ア①②に付随する活動（議案の精読、議案の作成・提出、一般質問・質疑・討論準備、各種報告書の作成、議会活動に係る調査・研究等）、イ議員としての住民対話（請願・陳情対応、住民からの相談対応、情報収集、広報活動等）、ウ公的行事への出席、エその他

日

※¹ 実際の活動日数（①・②は会議等の合計、③は活動日数の1人あたり平均）を記入（同日の重複カウントはしない）
 ※² 議員の活動調査により時間単位で積算後、日数換算（1日8時間）して1人あたりの平均を算出

(2) 首長の職務遂行日数（モデル：305日）

○ 年間305日の職務遂行日数をモデル値として設定

首長の職務遂行の実態を踏まえ法定休日の半分程度を公務につくものと推定し、モデル値を算出

$$365日 - (\text{土曜日・日曜日} : 104日 + \text{国民の祝日} : 16日) \times 1/2 = 305日 \text{ (※}^3\text{)}$$

※³ 首長の実際の職務遂行日数を把握できない場合のモデル値である。実際の職務遂行日数を用いてもよい

議員報酬額算定のための基礎資料

■算出方法 1 全議員の活動日数より算出 (円)

議員	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	平均値
①	92	86	91	90	89	84	88	83	83	85	86	87
②	12	24	20	8	12	24	24	12	20	20	20	18
③	80	16	69	52	24	16	24	58	26	44	27	40
合計	184	126	180	150	125	124	136	153	129	149	133	144

$$\begin{aligned}
 & \text{議会・議員の年間活動日数 } 144.5 \text{ 日} \quad \times \quad \text{村長の給料 } 703,000 \text{ 円} \\
 & = 101,551,545 \quad \div \quad \text{首長の職務遂行日数 (モデル: 305日)} \\
 & = 332,956 \\
 & = \boxed{332,000 \text{ 円}} \quad (\text{月額})
 \end{aligned}$$

■算出方法 2 最大日数のA議員・最小日数のF議員を除いて算出 (円)

議員	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	平均値
①		86	91	90	89		88	83	83	85	86	87
②		24	20	8	12		24	12	20	20	20	18
③		16	69	52	24		24	58	26	44	27	38
合計		126	180	150	125		136	153	129	149	133	142

$$\begin{aligned}
 & \text{議会・議員の年間活動日数 } 142.3 \text{ 日} \quad \times \quad \text{村長の給料 } 703,000 \text{ 円} \\
 & = 100,060,333 \quad \div \quad \text{首長の職務遂行日数 (モデル: 305日)} \\
 & = 328,067 \\
 & = \boxed{328,000 \text{ 円}} \quad (\text{月額})
 \end{aligned}$$

■算出方法 3 最小日数のF議員で算出 **285,000 円** (月額)

- (参考) ① 本会議・委員会・協議調整の場・派遣
 ② 法定外会議・住民懇談会・意見交換会等
 ③ 日常の議員活動

注記1 今回の算出には、委員会視察(公務)の日数は加えていない。

注記2 ③については、1日当たりの上限を8時間とする。

資料3 「議員のなり手不足対策」及び議会への多様な人材の参画に関する重点要望」より（町村議長会作成）

町村議会議員の職務は、専門性が高く重い責任を伴い、早なる名誉職ではなく職業としての要素が広く認識されているため、議員報酬に生活給としての要素が含まれることを明確にすべきである。

議員報酬の額は条例で定めることとされていることから、議員報酬の水準については、各町村議会において、例えば、議員の活動量と長の活動量を比較し、議会・議員がどのような住民福祉の向上に取り組んでいるか活動内容を明確に示すことなどを通じて、適正な水準を議論するなど、住民への説明責任を果たしながら自主的に決定する必要がある。

他方で、財政基盤が脆弱な町村議会においては、議員報酬増額分に係る財政負担が障壁となり、議員報酬の見直しが認められなかった事例もあることから、議員報酬を適正化した町村議会に対しては、報酬改定に係る増額費用を直接的に措置する仕組みが必要である。

また、地方交付税の「議会費」は、議員報酬単価を33.8万円（令和7年度）とし、人口10万人の市を標準として人口を基準に算定されているが、議会費は人口に比例し低減するものではないため、人口の少ない町村においては、その要する経費について必ずしも十分な措置がされていないなどの指摘がある。よって、小規模町村に対しては、実際の所要額と乖離が生じないよう「議会費」を充実させるべきである。

一方、議会で議論し、議会で結論を出した議員報酬の水準について、特別職報酬等審議会が、意見陳述の機会さえ設けず、類似団体や近隣町村との単純な比較資料等に基づいて、議会側で出した水準を引き下げられた事例や議員報酬の引き上げの条件に議員定数の削減を求められた事例が散見している。

このような事例を踏まえ、国は、特別職報酬等審議会の運営等について周知するなど、議員報酬の改善に向けた環境整備を図るべきである。

(1) 町村議会の議員報酬はそれだけでは生計を維持できないほどの低水準であることから、長との権衡を考慮し、若者や女性、会社員などが議会に参画できるよう、議員報酬に生活給的要素が含まれることを明確にすること。

(2) 低額な議員報酬を改善するため、議員報酬の改定を行った町村については、報酬改定による増額が当該町村の行政運営に影響を与えないことがないよう直接的な財政措置を講じること。また、地方交付税として措置される実際の議会費を充実すること。

(3) 特別職報酬等審議会において適正な審議が行われるよう、議会の活動状況を把握している者を委員に任命すること及び審議の過程で議会側に意見陳述の場を付与することを町村長に助言すること。

また、議員報酬額の審議に当たっては、以下のことに留意するよう併せて通知すること。

- ① 類似団体や近隣町村との単純な比較によることなく、議会・議員の活動状況を踏まえて議員報酬の水準を決定すること。
- ② 議会費の総額ありきの考え方から議員報酬を増額する代わりに議員定数を安易に削減することのないようにすること。

【要望趣旨】

令和6年7月1日現在の町村議会の平均議員報酬月額額は、219,761円であり、これだけでは生計を維持できないほどの低水準になっており、このことが議員のなり手不足の要因の一つになっていると考えられる。

